

# 「特定創業支援等事業の支援を受けた証明書」の申請 よくある質問

令和8年10月

| No. | 質問                                                            | 回答                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 特定創業支援等事業とは何ですか？                                              | 創業に役立つ「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識が習得できる、原則として1か月以上の期間にわたり、4回以上継続して行われる個別相談支援や創業塾などのことです。                                              |
| 2   | 特定創業支援はどこで受けられますか？                                            | 那覇市では以下の支援機関で支援を受けることができます。<br>・那覇商工会議所<br>・アントレプレナーシップラボ沖縄<br>・琉球ミライ<br>・コザ信用金庫<br><br>原則、法人登記予定地（または居住地）の市区町村で支援を受ける必要があります。 |
| 3   | 特定創業を受けられる時期は決まっていますか？それともいつでも受けることができますか？                    | 創業塾やセミナーの開催時期についてはNo.2の各支援機関にお問い合わせください。集合型のセミナーではない1対1の面談型支援は通年行っている支援機関もございます。                                               |
| 4   | 特定創業支援等事業の受講にはどのくらいの期間がかかりますか？                                | 原則として、1か月以上継続して行う支援が対象となります。                                                                                                   |
| 5   | 支援機関を複数組み合わせ受講すること（例：那覇商工会議所で「経営」、琉球ミライで残り3テーマを受講するなど）が可能ですか？ | 可能です。                                                                                                                          |
| 6   | 那覇市外に在住で、那覇市で事業を開始します。那覇市で特定創業支援を受けられますか？                     | 受けることができます。                                                                                                                    |
| 7   | 法人の代表者ではなく従業員が支援を受けたいのですが可能ですか？                               | 特定創業支援を受けられるのは経営者（法人の代表者）のみです。                                                                                                 |
| 8   | 会社の商号や本店所在地が未定なのですが、特定創業支援は受けられますか？                           | 商号：未定でも支援及び証明書の発行が可能です。<br>所在地：支援を受けることはできますが、証明書は所在地が決まってからでないと発行できません。                                                       |
| 9   | 特定創業支援の受講後は自動的に優遇が受けられますか？                                    | 支援を受けた後、ご自身で申請等の手続きをする必要があります。                                                                                                 |
| 10  | 個人事業主として5年以上営業しているが、法人成りからは5年以内または法人設立予定の場合、対象になりますか？         | 個人事業主としての開業日が起点になるため、対象外です。                                                                                                    |
| 11  | 既に5年以上事業を営んでいるが、新分野への進出を予定しています。対象になりますか？                     | 対象外です。                                                                                                                         |

# 「特定創業支援等事業の支援を受けた証明書」の申請 よくある質問

令和8年10月

|    |                                                                                      |                                                                                                                                              |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 過去5年以上「事業所得」で確定申告を行っているが、実態は業務委託契約に基づく店舗運用であり、経営の認識がない状態です。今後新しく独立開業する予定ですが対象になりますか？ | これまでの事業が自らの責任で独立して継続的に行われていて、なおかつその事業開始から5年以上が経っている場合は、基本的に対象外となります。                                                                         |
| 13 | 過去に事業を営んでいましたが、廃業して新たに創業したい場合、対象になりますか？                                              | 過去に開業届を提出した、または法人の設立登記したことがある場合でも、その後廃業の手続きをしていれば、現在「事業を営んでいない個人」として認められます。                                                                  |
| 14 | 申請してから証明書の発行までどのくらい時間がかかりますか。                                                        | 申請受付後、交付までおおむね1週間（5営業日）程度いただきます。<br>なお、創業サポートセンターでの申請受付は事前に電話またはLINEでの予約が必要となります。支援機関での受講（1か月以上）から証明書受け取りまで、全体で【1.5か月～2か月程度】の余裕を持ってお手続きください。 |
| 15 | 個人事業主として開業した後、法人化（法人成り）しました。証明の申請書に記載する創業日は個人開業日、法人設立日のどちらになりますか？                    | 初めて個人事業主として開業した日になります。                                                                                                                       |
| 16 | 本店登記地をバーチャルオフィスとして証明書の発行申請は可能ですか。                                                    | 可能です。ただし、念のため提出先に確認することを推奨します。                                                                                                               |
| 17 | 証明書を予備で多めに申請できますか？                                                                   | 提出先が決まっている分のみ申請ができます。                                                                                                                        |
| 18 | 証明書の申請後に本店所在地が変更になりましたが、証明書はどうなりますか？                                                 | 無効になる可能性がありますので、証明書の提出先にご確認ください。<br>発行対象期間内であれば、あらためて発行申請いただければ、新所在地の証明書を発行可能です。必要でしたら再度ご申請ください。                                             |
| 19 | 受講完了後、諸事情により創業が延期となった場合、受講完了日から何年以内であれば証明書の発行申請が可能ですか？                               | 創業日から5年以内は発行申請が可能です。                                                                                                                         |
| 20 | 発行済みの証明書を保有している状態で創業が延期となった場合、各優遇措置における証明書の有効期間はどのくらいですか？                            | 証明書下部右下に記載の有効期限となります。                                                                                                                        |
| 21 | 交付された証明書を紛失した場合、再発行は可能ですか？                                                           | 可能です。                                                                                                                                        |
| 22 | 元々別の市町村で創業予定で支援を受けましたが、那覇市で創業することになりました。那覇市で証明書の発行ができますか？                            | No.2の支援機関にて支援を受けた場合は、那覇市で証明書を発行することが可能です。                                                                                                    |
| 23 | 法人設立後にこの制度を知りました。登録免許税の半額減免は受けられますか。                                                 | 受けられません。証明書の交付申請自体は創業後5年未満であれば可能ですが、株式会社・合同会社設立時の登録免許税の軽減措置を受けられるのは、法人登記（設立）前に証明書を取得し、設立登記を行う場合のみです。                                         |
| 24 | 補助金などの優遇措置はありますか？                                                                    | 持続化補助金＜創業型＞の申請対象となる場合があります。最新状況は中小企業庁の公募要領をご確認ください。                                                                                          |